

業務部速報 (号外)

発行 12. 1. 26

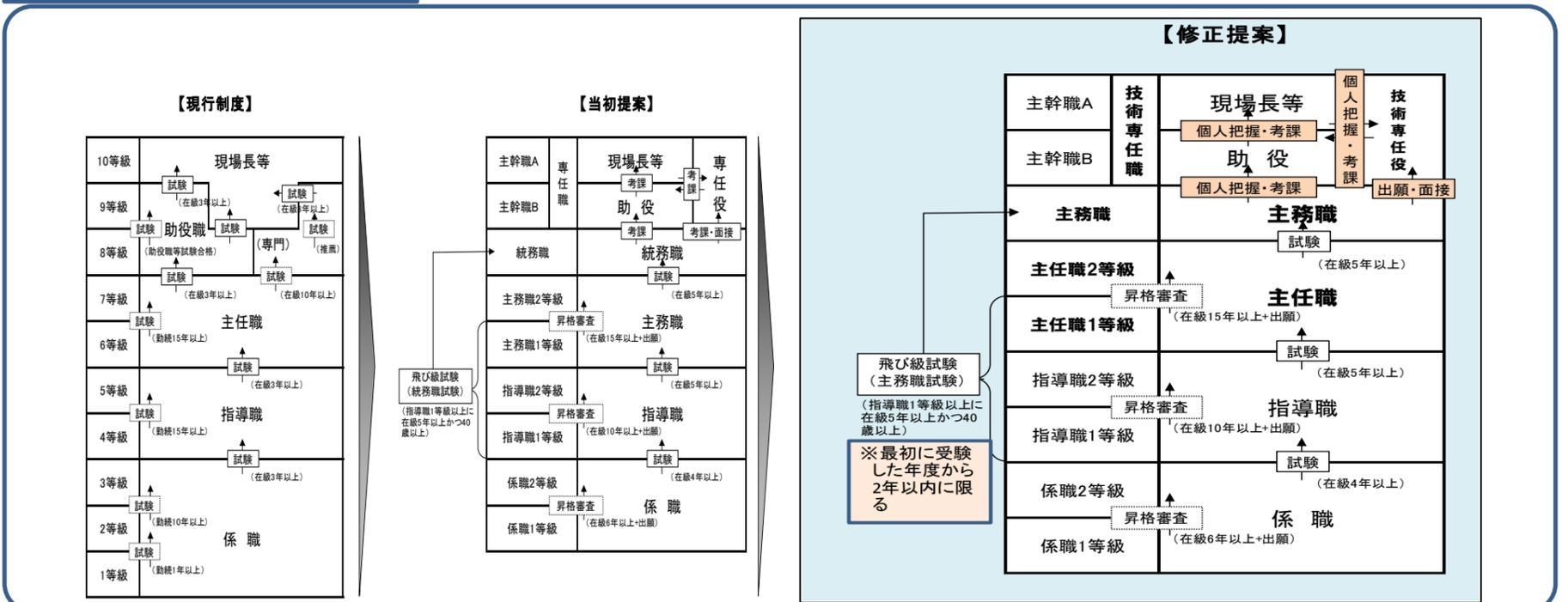
JR東労組 業務部

1年以上の議論を踏まえ

「人事・賃金制度の見直しについて」の最終提案を引き出す!

JR東労組は昨年1月に「人事・賃金制度の見直しについて」の提案を受け、全職場で組合員との討論を基礎に過度な競争を許さず、安全を前提に人材育成と技術継承できる制度をつくりあげるために運動をつくり出してきました。1年以上におよぶ交渉は申し入れ5本、要求220項目にわたり、合計28回の交渉議論で職場の組合員の思いを背にたたかいをつくり出してきました。その結果、1月25日「人事・賃金制度の見直しについて(修正)」という最終提案を会社より引き出しました。「ゆずれない要求」のすべての要求項目が実現したわけではありませんが、一定の成果は確認できます。今後、運用面での齟齬が発生しないように議事録確認を行い判断することとします。

修正提案の骨格(一般職)



職制に見合った職名への変更について

主務職1等級・主務職2等級 ⇒ 「主任職1等級・主任職2等級」
 統務職 ⇒ 「主務職」
 専任職 ⇒ 「技術専任職」
 なお、「技術専任職」は、人材育成のプロとして全系統の職場に配置する
★「主任職」「主務職」「技術専任職」は管理業務を行わないこととしました!

技術専任職への登用について

主務職から技術専任職へは、「考課・面接」であった登用基準を「出願及び面接」に改め、「選考審査」を実施する(出願は年1回とし、出願内容を踏まえ人選後に面接を実施し、4月1日昇進)
 なお、運転士又は車掌業務に関わる技術専任職は実乗務を可能とし、各系統への配置数についても、従来の専門職と比較し拡大する
★技術継承や安全指導など役割を明確にし、本人希望で技術専任職へ進む道を作りました!

上位職登用時の個人の意思表示について

主務職から主幹職B及び主幹職Bから主幹職Aへの昇職、主幹職A・Bと技術専任職間の異動を「考課」から「個人把握・考課」に改める
 ※個人把握とは、毎年行われる「自己申告面談(10月)」及び「課題付面談(4月)」で上位職等への意欲・適性等を把握し、社員の意思確認をおこなうこと
★昇職や異動に対する本人の意思表示を明確にし尊重することとしました!

社内通信研修講座修了での在級年数短縮について

社内通信研修講座修了による在級年数の短縮は、主務職試験及び主任職試験に適用するが、人事考課で更に1年短縮する取扱いは主任職試験には適用しない
 また、在級年数短縮で試験に合格した場合及び飛び級試験に合格した場合の昇格昇給額への1,000円加算はおこなわない
★技術継承期間は本来業務に集中し、過度な競争に繋がらないようにしました!

飛び級試験の受験回数制限について

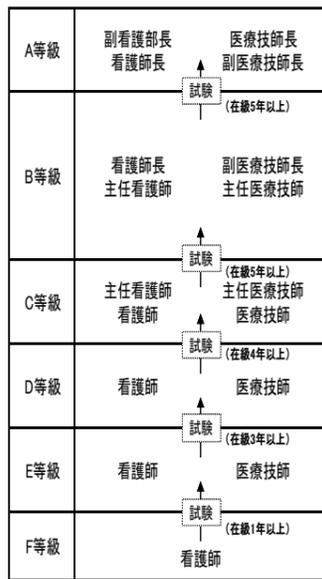
指導職1等級以上に在級5年以上かつ40歳以上を対象とする。なお、飛び級試験を最初に受験した年度から2年(2回)以内の受験可に限定する
 ※採用時年齢が高い社会人採用者の受験を想定しているが、同時に育児や介護などの事情により上位職に挑戦する時期が遅くなった者等を想定
★過度な競争に繋がらないように試験の回数を制限しました!

3職経験に伴う基本給調整額の移行措置について

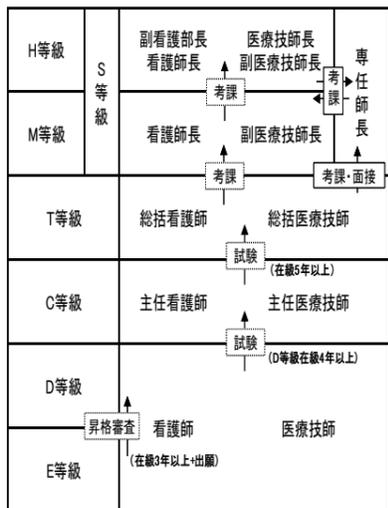
3職経験に伴う基本給調整額は、新制度の3,000円と現行制度における2号俸分の差額を基本給に加える。ただし、2号俸相当分が3,000円未満の場合に限る
 ※運転士発令時期により異なるが、概ね400~600円の差額を基本給加算
★現行制度で運転士発令された組合員の不利益分を基本給に加算することとしました!

修正提案の骨格(医療職)

【現行制度】

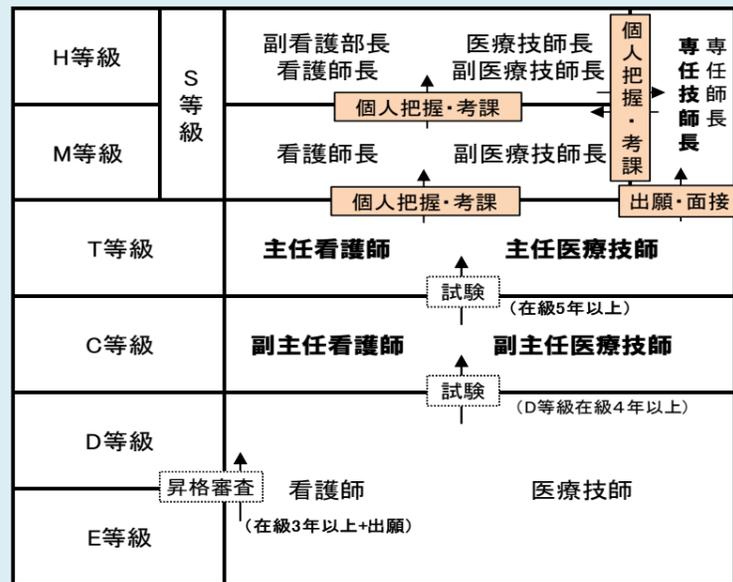


【当初提案】



※F等級は廃止

【修正提案】



※F等級は廃止

職制に見合った職名への変更について

S等級 専任師長⇒専任師長、専任技師長（追加）
 T等級 総括看護師、総括医療技師⇒主任看護師、主任医療技師
 C等級 主任看護師、主任医療技師⇒副主任看護師、副主任医療技師
 なお、現行の「職名」表示であった氏名札・名刺について、今後は取得した「国家資格名」表示に改める

★患者からの安心と信頼性の向上、社員のモチベーションを高める職名としました！

S等級への登用について

T等級からS等級へは、「考課・面接」であった登用基準を「出願及び面接」に改め、「選考審査」を実施する（出願は年1回とし、出願内容を踏まえ人選後に面接を実施し、4月1日昇進）

★技術継承や安全指導など役割を明確にし、本人希望で選任師長、専任技師長へ進む道を作りました！

上位職登用時の個人の意思表示について

T等級からM等級及びM等級からH等級への昇職、H・M等級とS等級間の異動を「考課」から「個人把握・考課」に改める

※個人把握とは、毎年行われる「自己申告面談（10月）」及び「課題付与面談（4月）」で上位職等への意欲・適性等を把握し、社員の意思確認をおこなうこと

★昇職・異動に対する本人の意思表示を明確にし尊重することとしました！

修業年限6年薬剤師の在級年数短縮について

資格取得のために在学期間が2年延長になることから、D等級審査を2年短縮、C等級試験を1年短縮。計3年短縮で他の国家資格有資格者との昇進スピードを合わせる

★薬剤師の修業年限延長に伴う不利益を、昇進スピードで補うこととしました！

社内通信研修講座修了での在級年数短縮について

社内通信研修講座修了による在級年数の短縮は、T等級試験及びC等級試験に適用するが、人事考課で更に1年短縮する取扱いには適用しない

また、在級年数短縮で試験に合格した場合及び飛び級試験に合格した場合の昇格昇給額への1,000円加算はおこなわない

★技術継承に必要な期間は本来業務に徹することとし、過度な競争に繋がらないようにしました！

医療認定資格取得者への報奨金支給について

自己啓発に伴う資格取得奨励金を新設し、業務に資する資格取得時に奨励金5,000円を支給する

ただし、新制度移行後に取得した者に限る

★医療認定資格を有し、専門的な業務従事者に支給することとしました！

役割手当の名称変更について（共通）

主幹職A・B、H・M等級 ⇒ 「管理手当」

技術専任職、S等級 ⇒ 「技術手当」

主務職、T等級 ⇒ 「教育手当」

※各手当の支給額は、当初提案の役割手当の支給額区分と同額とし、扶養手当、職務手当及び技能手当は併給しない

★本来業務と職制に相応しい手当の名称に改め、役割を明確に区分しました！

扶養手当の支給対象年齢の延長について（共通）

扶養親族の子に対する扶養手当支給年齢を「20歳に達する日の属する年度の末日まで」から「学校の在学期間中に限り22歳に達する日の属する年度の末日」に改める

※扶養手当の支給額については現行通り

★大学への進学率の上昇など、ライフスタイルの変化に合わせ、支給対象年齢を上げました！

57歳以上の基本給支給率について（共通）

実施期日以降満57歳以上の社員に対する基本給支給率の経過措置について、85%から86%へ引上げる

★世代交代の中で技術継承や後輩への指導など重要な役割を担うことや、JR発足25年を迎える中で、国鉄改革で苦勞した先輩方に報いるため支給率を増額しました！